

いじめ事件に対して真摯に取り組むことを求める請願

要旨

教育委員会はいじめ事件に真摯に取り組み、被害者生徒が安心して通学できる環境を整えてください。

理由

私たちは、町田市第三小学校で現在起きているいじめ事件に対して、深い悲しみと憤りを感じ一日も早い解決を求めるものです。請願者の息子(6歳)は入学直後より同級生から度重なる暴行を受け続け、現在、医師より急性ストレス反応(F 43.0)との診断を受けて長期に渡って通学できない状況に陥っています。

そもそも本件は、加害児童自身が具体的な暴行の事実を認めており、この聞き取りを行った担任教師が、加害児童保護者、学校長、教育委員会の前でこの事実を報告しており、関係各位がいじめ(あるいは暴行)の事実を認識した上で話し合いが重ねられました。

ところが度重なる話し合いの中で、次第に論点は変節し、学校長や教育委員会は「いじめの事実確認が出来ていない」という自家撞着を招来するに至っており、本件は学校と教育委員会によるいじめ事案の隠蔽と判断するも止むなしの現況にあります。

同時に、本件についてメディアが取材を始めた結果、第三小学校では本件に留まらず他にも類似の事案があるという証言が、同校保護者の複数から得られています。

相当の問題を部外者であるメディアが把握しているにもかかわらず学校と教育委員会が認識できていないことは、町田市教育行政の大きな過失ではないでしょうか。

いじめ防止対策推進法においても「いじめられたかどうかは被害者側の立場によって判断される」べきである旨が定められていますが、本件では学校と教育委員会ともに「いじめかどうかは校長判断」と回答しています。このような、学校長の意向だけでいじめを隠ぺい出来る「いじめの定義」は、被害児童の人権さえ無視する重大な問題です。

教育委員会として、いじめ事件を隠蔽せずに真摯に取り組み、現在通学が出来なくなってしまっている被害者児童が安心して通学が出来る環境を作ると共に、このような痛ましい事例の再発防止に向けた誠実な対応を強く望みます。